

かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会設置規約

平成 26 年 5 月 7 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局及び事務所の所在)

第 2 条 協議会の事務局は、神河町ひと・まち・みらい課が担うこととし、主たる事務所を兵庫県神崎郡神河町寺前 6 4 番地におく。

(目的)

第 3 条 協議会は、かみかわ銀の馬車道街道の魅力の情報発信・都市と農村の交流・移住をテーマとした活動に取り組むことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと自立計画の実践
- (2) ふるさとにぎわい拠点整備計画の策定と実践
- (3) 地域の魅力づくりを進める方策の検討
- (4) 都市住民等との移住・交流を通じた活性化方策に関する事
- (5) 町内外への情報発信に関する事
- (6) 地域住民及び協議会員の人材育成に関する事
- (7) その他、目的達成に必要な事

第 2 章 構成員等

(構成と委員会)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる団体で構成し、それぞれの団体から選抜された委員をもって協議する。

- (1) 中村区
- (2) 栗賀町区
- (3) 銀の馬車道交流館運営協議会
- (4) かみかわ銀の馬車道商店会

2 協議会には必要に応じて、賛助団体を参画させることができる。

(部会等)

第 6 条 第 3 条及び第 4 条に定める目的及び事業を執行するため、協議会に前項に掲げる構成団体の中から選抜した委員をもって次の部会を設置する。

- (1) 古民ナリエチーム
- (2) 馬宿りチーム
- (3) もりあげたい AN チーム
- (4) 広報チーム

2 前項に定める部会は、それぞれ部会長を定め活動することとする。

(届出)

第7条 協議会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員会の設置及び定数)

第8条 第6条に定める各部会の活動の連携を図るため、協議会に次の役員から構成する役員会を設置する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監 事 2名
- (4) 理 事 10名以内

2 前項の役員は、第5条の協議会員の中から互選により選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときはこれを協議会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、協議会を招集すること。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その協議会の開催の日の3日前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議等

(会議等)

第13条 会長は、第5条に定める構成員をもって年一回の定期総会を開催する。総会の議長は互選により決定する。

- 2 会長は必要に応じて臨時総会を開催する。臨時総会の議長は会長が務める。
- 3 会長は必要に応じ、役員会を開催する。役員会の議長は会長が務める。
- 4 第6条の部会については、部会長の招集により部会を開催する。部会の議長は部会長が務める。

(運営方法等)

第14条 総会及び役員会、部会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会及び役員会、部会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(書面又は代理による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第13条第1項及び第2項の適用については、第1項の規定により議決権を行使したものは、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第18条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国・県・町・その他の団体の助成金等

(2) 自己資金

(3) その他の収入

2 会長、役員及び事務局長は、国・県・町、その他の団体の助成金等の確保に努めるなど、協議会の資金確保のため、積極的に取り組まなければならない。

3 第1項に定める自己資金及びその他の収入については別に定める。

(年度事業計画及び収支予算)

第19条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(監査等)

第20条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常協議会の開催の日の3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 年度事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第21条 会長は、町長に対し次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 当該年度の活動実績報告書及び次年度の事業計画書

(2) 当該年度の収支決算書及び次年度の収支予算書

第7章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第22条 この規約を変更した場合は、会長は町長の承認を受けなければならない。

(協議会が解散した場合の地位の承継)

第23条 協議会を解散した場合には、神河町にその地位を承継するものとする。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第24条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、町長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、協議会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、総会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月27日から施行する。